

平成 24 年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第 1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公営企業の管理に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由及び監査要点

優良な財務内容の地方公営企業と地方公営企業会計基準の対象とならない公営企業の対比において、公平性、合規性、経済性、効率性及び有効性について監査を行う。

4. 監査の対象とした公営企業

企業局	電気事業
	工業用水道事業
	水道事業
県土整備部	流域下水道事業

第 2 包括外部監査の結果及び意見

1. 施設の規模と利用率について

(1) 意見

- ① 工業用水道事業及び水道事業について、総括原価方式による価格制度のもとで、施設建設当初の計画に比して、利用率が相当程度低い場合には、住民の福祉の増進の観点等から、価格設定の在り方を十分に検討することが望まれる。
- ② 利用率の低い施設について、有効利用の促進を図ることが重要である。

2. 事業計画について

(1) 意見

- ア. 流域下水道事業の事業計画は、目標値の提示であるが、数値目標達成のために経営管理ツールとしての事業計画を作成し、進行管理を行うことが望まれる。
- イ. 企業局中期経営計画について、次の事項の対応が望まれる。
 - ① 目標と行動計画の明確化
 - ② 設定された目標に対する十分な進行管理
 - ③ 目標数値の意味の明確化

- ④ 右肩下がりの場合の検討
- ⑤ 不確実な経営環境への対応
- ⑥ 給水契約率の増加
- ⑦ 中期計画制度自体の改善と運用の見直し

ウ. 渋川工業用水道では、設備の補修計画の有効活用が望まれる。

エ. 新田山田浄水場の取水口の移動の判断について、早急な結論が望まれる。

3. 人材の育成について

(1) 意見

次の事項の対応が望まれる。

- ① 流域下水道事業において、中長期的人材育成プログラムの作成。
- ② 流域下水道事業において、ノウハウのデータベース化の検討。
- ③ 企業局において、若年層比率の増加及び長期的人員計画と外部委託の検討。

4. 契約の事務について

(1) 指摘事項

- ① 見積徴取業者等の選定を慎重に行うとともに、担当者の異動の場合には十分な引継が必要である。(流域下水道事業)
- ② 指名業者が概ね 10 者に満たない場合に、その数とする場合には、その事実を文書化しておく必要がある。(流域下水道事業)
- ③ 業者指名調書は正しく記載するとともに、記載内容の確認を行うチェック体制が必要である。(流域下水道事業)

(2) 意見

次の事項の対応が望まれる。

- ① 維持管理が必要な機器を購入する場合の維持管理費用を含めた入札(水道事業)
- ② 監視制御装置の保守契約の締結(水道事業)
- ③ 失格基準価格について、実態に即した制度の確立(流域下水道事業)
- ④ 指名競争入札について、できる限り多くの業者の指名(流域下水道事業)
- ⑤ 随意契約の見積もりの入手にあたって、様々な業者の指名(電気事業)
- ⑥ 薬品等の単価契約における、単価変更の余地(工業用水道事業)
- ⑦ 入札参加資格審査委員会の議事録の整備(流域下水道事業)
- ⑧ 契約締結後の変更回避のための事前準備と改善活動(工業用水道事業)
- ⑨ 委託業務における検査記録の適時整備(水道事業)

5. 固定資産の管理事務について

(1) 指摘事項

- ① 未済である前橋市と交換した県央第一水道の土地の交換手続を早急に実施し、実施漏れのないよう抜本的な対策が必要である。

② 電気事業において、固定資産除却処理漏れが見受けられる。ミス防止の仕組みの構築が必要である。

③ 流域下水道事業の設備台帳（機械）の一部が整備されていない。

(2) 意見

次の事項の対応が望まれる。

① 群馬県公共事業再評価委員会で廃止の決定の答申を受けた東毛工業用水道第二浄水場の計画廃止関連手続の実行

② 桐生水質浄化センター等保管の用途廃止設備、計画見直しによる未利用地等の有効活用

③ 電気事業における工事実施報告書に関する企業局工事事務取扱要領の見直し

④ 流域下水道台帳の早期作成

⑤ 企業局の設置場所が異なる固定資産の場所別種類別の台帳登録

6. 物品の管理事務について

(1) 指摘事項

① 流域下水道事業で使用見込がないまま放置されている水質検査装置は、利活用、売却又は廃棄処分について検討すべきである。

② 電気事業の貯蔵品に計上している予備基盤及び空気冷却機は、固定資産（予備品）として計上すべきである。

(2) 意見

次の事項の対応が望まれる

① 企業局における物品台帳と現物との照合確認手続と不用決定手続の実施

② 流域下水道事業における物品確認証跡の保管

③ 使用していない物品の不用の決定手続きと廃棄処理手続の実施

④ リース契約の統一方針の整備

⑤ 貯蔵品について、企業局財務規程の見直し

7. 歳入・歳出又は収益・費用に関する事務について

(1) 指摘事項

① 流域下水道事業において、維持管理費相当額をすべて市町村が負担する結果となっている。公費負担金の適性化を図る必要がある。

② 流域下水道事業において、実態と乖離している総流入量の6分の1とする不明水率を見直し、県・市町村間の負担の適正化を図る必要がある。

③ 流域下水道事業において、排水負担金の単価を見直す必要がある。

④ 工業用水道事業の使用水量について、使用者側の量水器本体の積算値との照合手続の実施

⑤ 水道事業における市町村交付金の過大支給及び過少支給を解消する必要がある

る。

(2) 意見

次の事項の対応が望まれる。

- ① 水道事業の供給水量の計測において、流量計の数値とモニターによる検針値の差異の解消
- ② 企業局の固定資産台帳において、用途を変更した合宿所用地の適切な名称への変更

8. その他の個別事項について

(1) 意見

次の事項の対応が望まれる。

- ① 流域下水道事業の流域区分の再検討
- ② 流域下水道事業で、市町村に対する建設費の回収と補助方針についての周知
- ③ 流域下水道事業の包括的民間委託の入札方法の再検討
- ④ 企業局所管事業への包括的民間委託制度の導入可能性の検討
- ⑤ 流域下水道事業にかかる機械・電気設備の修繕業務の規程の整備
- ⑥ 流域下水道事業における資本費と資産管理の適正のため、県債の償還期間と減価償却期間との確認
- ⑦ 流域下水道事業の各水質浄化センターからの報告事項に係る事務取扱要領の見直し
- ⑧ 流域下水道事業における地方公営企業決算状況調査表の数値の経営分析等への有効活用
- ⑨ 流域下水道事業における公営企業会計の適用の検討
- ⑩ 企業局における余裕資金の長期間での資金計画と必要な対応
- ⑪ 繁雑な消費税等の申告業務等について専門家の活用の検討

9. 会計処理等について

(1) 指摘事項

- ① 企業局の建設準備勘定は、場所別の整理等本勘定への振替に備えた資料整理が必要である。

(2) 意見

次の事項の対応が望まれる。

- ① 企業局の会計方針に関する規程の整備
- ② 電気事業では、売電価格決定目的ではなく会計基準に準拠した会計方針の選択
- ③ 湧水準備引当金の計上根拠
- ④ 企業局の退職金について、在籍期間に対応した負担制度
- ⑤ 企業局の退職給与引当金について、過不足の無い計上

- ⑥ 東部地域水道における八ッ場ダム負担金の償却超過額の修正
- ⑦ 人件費経費の適正配賦
- ⑧ 企業局における無形固定資産について、決算時に内容と価値の確認
- ⑨ 企業局における、工事の精算に伴う減価償却費の過年度修正発生の防止

第3 地方公営企業会計基準の改正への対応について

- 1. 改正後の地方公営企業会計基準の適用にあたっての留意事項等
 - ① 新会計基準の適用にあたって、料金改定の在り方等も併せて議論する機会ととらえることが重要である。
 - ② 減損会計導入の趣旨をとらえ、経営に生かすことが望まれる。
 - ③ 特別修繕及び市町村交付金等の引当金処理を検討する余地があるものと考えらる。